

兵庫県後期高齢者医療広域連合の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例

平成19年3月29日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の機関の招請等により出頭し、又は参加した関係人、参考人等の実費弁償について定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 実費弁償は、次に掲げる場合に当該関係人、参考人等に対して行う。ただし、広域連合から報酬又は給料の支給を受ける者が、職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。

- (1) 法第74条の3第3項及び公職選挙法第212条第1項の規定により関係人として出頭した場合
- (2) 法第100条第1項の規定により関係人として出頭した場合
- (3) 法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第5項の規定により利害関係者又は学識経験者等として参加した場合
- (4) 法第109条の2第5項又は第110条第5項において準用する法第109条第6項の規定により参考人として出頭した場合
- (5) 法第199条第8項の規定により出頭した場合

(実費弁償の額)

第3条 前条に規定する者に支給する実費弁償の額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第14号）の規定に基づく一般職の職員に支給すべき額に相当する額とする。

(支給方法)

第4条 実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。